

福岡県立戸畑高等技術専門校 介護サービス科実務者研修 学則

(設置目的)

第1条 介護・福祉を目指す者を対象とした職業教育として、対人理解や生活支援の基本的な視点と理念を修得する。また、尊厳を支えるための専門的な理論と介護技術を展開することができ、福祉の増進に寄与し求職者・転職者の社会的自立が実現することを目的とする。

(名称)

第2条 福岡県立戸畑高等技術専門校 介護サービス科
実務者研修

(位置)

第3条 福岡県立戸畑高等技術専門校 介護サービス科教室及び実習室
福岡県北九州市戸畑区東大谷2丁目1番1号

(修業年限)

第4条 9ヶ月

(生徒定員、学級数)

第5条 30名とする。1学級

(養成課程、履修方法)

第6条 実務者研修課程、通学、昼間課程
出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の3分の2に満たないものについては当該科目の履修の認定をしない。

(休業日)

第7条 土日、祝日、校の定めた日。

(入所時期)

第8条 4月入校

(受講資格)

第9条 公共職業安定所長の受講指示を受けることができる者とする。
ただし、介護福祉士等関係免許・資格を有するものは除く。

(選考)

第10条 面接及び学科試験（国語・数学）

(受講手続き)

第11条 入校願書を住所管轄の公共職業安定所（ハローワーク）の窓口に提出
※ 入学願書の用紙は、公共職業安定所に常備

(受講料、実習費用等)

第12条 受講料、実習費は無料 ただし、教材代等50,000円の経費が必要となる。

(退学)

第13条 教程に定める訓練時間数の20%を欠課した場合、退校とする。

(休学・復学)

第14条 規定なし

(学習の評価及び課程修了の認定)

第15条 修了認定は、「養成施設指定規則別表第5」の規定に基づく時間数をすべて履修した者を、
修了評価の対象とする。また、修了評価において一定基準（7割以上）を満たした者に修了
証を交付する。
7割未満の者は、個別に指導を行い、修了評価を再度実施する。

(教職員の組織)

第 1 6 条 福岡県職員

(賞罰)

第 1 7 条 性行が不良な者は、罰することがある。

附則：令和 5 年 4 月 1 日